

「令和 7 年度 公共交通機関のバリアフリー基準等に関する検討会」の設置について

令和 7 年 7 月 4 日

1. 趣旨

公共交通機関においては、公共交通事業者等が、旅客施設又は車両等を新設・導入等する場合の適合義務を定めた「公共交通移動等円滑化基準」（以下「交通バリアフリー基準」という。）及び、バリアフリー整備のあり方を示した「公共交通機関の旅客施設・車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）等に基づき整備することによって、全体のバリアフリー化が進捗してきたところである。

交通バリアフリー基準及びガイドラインは、社会情勢の変化や技術向上等に合わせ、内容を見直し、必要に応じて改訂を行ってきたところであるが、令和 7 年度においては、以下の事項について検討等を行う必要がある。

① 駅等における旅客用通路上の踏切（構内踏切）内の誘導表示の設置に関する検討について

令和 4 年 4 月、奈良県大和郡山市で発生した踏切事故を受けて、踏切道における視覚障害者誘導対策について検討するため、「踏切道等における視覚障害者誘導対策 WG」が設置され、「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」が令和 6 年 1 月に改定されたところである。

「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」の改定を受け、駅等における旅客用通路上の踏切（構内踏切）内の誘導表示の設置方法等についても、令和 6 年度に引き続き検討を行う。

② 鉄道駅等の旅客施設における視覚障害者誘導用ブロックの切欠き設置に関する検討について

視覚障害者誘導用ブロック（以下「ブロック」という。）は、視覚障害者にとっては、安全かつ円滑に移動等をするために必要不可欠な設備である一方、車椅子使用者にとっては、ブロックを乗り越える際の振動が身体的負担となっているとの当事者からの意見を踏まえ、視覚障害者及び車椅子使用者双方にとって移動に支障のないブロックの切欠き設置のあり方について検証する必要があると、令和 5 年度に実証試験を実施し、今後の検討深度化のための課題等を把握したところである。

そのため、切欠き設置の課題等について令和 6 年度に引き続き検討を行う。

③ 当事者目線に立ったバリアフリー環境の課題の最終とりまとめを踏まえたガイドライン見直しの検討について

国土交通省では、鉄道駅を題材として、当事者の声からニーズを整理するとともに、実態調査等を通して事業者目線でガイドラインの充足度や対応の困難度を整理し、令和 6 年 3 月に開催した「第 11 回移動等円滑化評価会議」において、「当事者目線に立ったバリアフリー環境の課題等に関する最終とりまとめ」をまとめたところである。

この中で、「ウェブサイトにおける情報提供」及び「案内設備（バリアフリールートの把握のしやすさ、経路誘導に関するサインシステム等、音声案内等のわかりやすさ）」については、令和 6 年度より、公共交通機関のバリアフリー基準等に関する検討会等において、具体的な検討に着手することとなったことから、最終とりまとめで示され

た対応の方向性を基に、過去の検討結果や検討会でのご意見等を踏まえながら、ガイドライン見直しのための具体的な検討を行っている。

令和7年度においては「案内設備（バリアフリールート of 把握のしやすさ、経路誘導に関するサインシステム等）」について検討を行う。

④ トイレ内の設備等の記載に関する検討について

国土交通省では平成23年度に「多様な利用者に配慮したトイレの整備方策に関する調査研究」を基に、多機能トイレの利用集中を解消するための取組等を推進してきたが、トイレの整備状況の変化や、多機能トイレの利用状況の変化、バリアフリー法の改正等を受け、改めてトイレの整備状況や利用状況の実態を把握し、今後の対応を検討する必要性が生じたため、令和2年度に「共生社会におけるトイレの環境整備に関する調査研究」を行い、今後の方針について取りまとめた。

昨今、トイレに係る課題が取り上げられることが多いことから、過去の調査結果や他のガイドラインとの横並び等について改めて見直し・精査を行ったところ、当該ガイドラインにも反映することが望ましい内容があったことから、ガイドラインの記載内容について検討を行う。

2. 検討会の設置

公共交通機関等の移動等円滑化に向けて、交通バリアフリー基準及びガイドラインへの反映に必要な事項等を検討するため、「公共交通機関のバリアフリー基準等に関する検討会」を設置する。検討事項等は次のとおり。

（1）検討事項（予定）

- ① 駅等における旅客用通路上の踏切（構内踏切）内の誘導表示の設置に関する検討について
- ② 鉄道駅等の旅客施設における視覚障害者誘導用ブロックの切欠き設置に関する検討について
- ③ 当事者目線に立ったバリアフリー環境の課題の最終とりまとめを踏まえたガイドライン見直しの検討について
- ④ トイレ内の設備等の記載に関する検討について

（2）検討方法、スケジュール

検討会を次のとおり開催し、ガイドライン改訂案等について検討を行う。

- ・第1回検討会 令和7年7月4日（金）
- ・第2回検討会 令和7年度中（時期未定）

3. 構成員等

検討会は、学識経験者、障害者団体、交通事業者団体等、行政機関等の実務者により構成する。

検討会の事務については、国土交通省総合政策局共生社会政策課、社会システム株式会社において処理する。